

## 20 地方議会に係る手続のオンライン化

【20-1】改正標準会議規則・委員会条例に準じた会議規則・委員会条例の改正状況  
(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	改正した	改正していない	今後改正する 予定がある	その他
5万人未満 303	40 (13.2%)	224 (73.9%)	36 (11.9%)	3 (1.0%)
5～10万人未満 235	41 (17.4%)	163 (69.4%)	29 (12.3%)	2 (0.9%)
10～20万人未満 145	23 (15.9%)	91 (62.8%)	27 (18.6%)	4 (2.8%)
20～30万人未満 48	14 (29.2%)	24 (50.0%)	9 (18.8%)	1 (2.1%)
30～40万人未満 32	6 (18.8%)	14 (43.8%)	9 (28.1%)	3 (9.4%)
40～50万人未満 17	4 (23.5%)	9 (52.9%)	4 (23.5%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	4 (26.7%)	11 (73.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	6 (30.0%)	9 (45.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)
全市 815	138 (16.9%)	545 (66.9%)	116 (14.2%)	16 (2.0%)

「その他」は会議規則のみ改正した等。

【20-2】本会の規程(例)に準じた会議規則・委員会条例の規程等の制定状況  
(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	規程を定めた	規程を定めて いない	その他
5万人未満 43	16 (37.2%)	23 (53.5%)	4 (9.3%)
5～10万人未満 43	20 (46.5%)	20 (46.5%)	3 (7.0%)
10～20万人未満 27	18 (66.7%)	7 (25.9%)	2 (7.4%)
20～30万人未満 15	8 (53.3%)	5 (33.3%)	2 (13.3%)
30～40万人未満 9	4 (44.4%)	4 (44.4%)	1 (11.1%)
40～50万人未満 4	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 4	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)
指定都市 9	5 (55.6%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)
全市 154	76 (49.4%)	64 (41.6%)	14 (9.1%)

各割合は、会議規則、委員会条例を改正した市とその他の市の合計154市の人口段階別の市数を基準としている。

### 【20-3】オンライン化の対象としている手続

(令和6年12月31日現在、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	請願提出	陳情提出	一般質問の通告	議案の提出	委員派遣承認要求書
5万人未満 20	9 (45.0%)	10 (50.0%)	10 (50.0%)	8 (40.0%)	5 (25.0%)
5~10万人未満 23	18 (78.3%)	18 (78.3%)	17 (73.9%)	16 (69.6%)	14 (60.9%)
10~20万人未満 20	15 (75.0%)	13 (65.0%)	11 (55.0%)	9 (45.0%)	7 (35.0%)
20~30万人未満 10	7 (70.0%)	7 (70.0%)	7 (70.0%)	3 (30.0%)	3 (30.0%)
30~40万人未満 5	3 (60.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)
40~50万人未満 2	2 (100.0%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)	1 (50.0%)
50万人以上 3	2 (66.7%)	2 (66.7%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)
指定都市 7	4 (57.1%)	5 (71.4%)	4 (57.1%)	2 (28.6%)	3 (42.9%)
全市 90	60 (66.7%)	59 (65.6%)	55 (61.1%)	43 (47.8%)	36 (40.0%)

人口段階別	委員会の審査・調査報告書	日程の作成及び配布	会議録の配布	請願(陳情)文書表	その他
5万人未満 20	7 (35.0%)	10 (50.0%)	4 (20.0%)	8 (40.0%)	7 (35.0%)
5~10万人未満 23	15 (65.2%)	16 (69.6%)	10 (43.5%)	17 (73.9%)	6 (26.1%)
10~20万人未満 20	7 (35.0%)	9 (45.0%)	5 (25.0%)	9 (45.0%)	4 (20.0%)
20~30万人未満 10	4 (40.0%)	6 (60.0%)	3 (30.0%)	5 (50.0%)	2 (20.0%)
30~40万人未満 5	1 (20.0%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)
40~50万人未満 2	1 (50.0%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 3	2 (66.7%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	2 (66.7%)
指定都市 7	4 (57.1%)	5 (71.4%)	4 (57.1%)	3 (42.9%)	1 (14.3%)
全市 90	41 (45.6%)	53 (58.9%)	30 (33.3%)	48 (53.3%)	24 (26.7%)

各割合は、規程等を定めた市とその他の市の合計90市の人口段階別の市数を基準としている。

【20-4】具体的なオンライン化の方法（令和6年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	電子メール	グループウェア・クラウドサービス	執行機関側の電子申請システム	マイナポータル（びったりサービス）	その他
5万人未満 20	9 (45.0%)	8 (40.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	7 (35.0%)
5～10万人未満 23	18 (78.3%)	12 (52.2%)	3 (13.0%)	2 (8.7%)	8 (34.8%)
10～20万人未満 20	13 (65.0%)	10 (50.0%)	7 (35.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)
20～30万人未満 10	9 (90.0%)	3 (30.0%)	3 (30.0%)	0 (0.0%)	2 (20.0%)
30～40万人未満 5	3 (60.0%)	4 (80.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)
40～50万人未満 2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
50万人以上 3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)
指定都市 7	4 (57.1%)	4 (57.1%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 90	58 (64.4%)	44 (48.9%)	25 (27.8%)	5 (5.6%)	24 (26.7%)

各割合は、規程等を定めた市とその他の市の合計90市の人口段階別の市数を基準としている。

【20-5】具体的な本人確認の方法

（令和6年12月31日現在、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	電子署名	主体認証（パスワード、ICカード、指紋等）	間接的な確認方法（アクセスログ・電子メール送付等のプロセスの記録の活用）	その他
5万人未満 20	3 (15.0%)	2 (10.0%)	5 (25.0%)	16 (80.0%)
5～10万人未満 23	6 (26.1%)	6 (26.1%)	13 (56.5%)	13 (56.5%)
10～20万人未満 20	9 (45.0%)	5 (25.0%)	8 (40.0%)	13 (65.0%)
20～30万人未満 10	1 (10.0%)	1 (10.0%)	6 (60.0%)	7 (70.0%)
30～40万人未満 5	0 (0.0%)	4 (80.0%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)
40～50万人未満 2	0 (0.0%)	1 (50.0%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)
50万人以上 3	0 (0.0%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)
指定都市 7	3 (42.9%)	2 (28.6%)	5 (71.4%)	2 (28.6%)
全市 90	22 (24.4%)	23 (25.6%)	42 (46.7%)	58 (64.4%)

各割合は、規程等を定めた市とその他の市の合計90市の人口段階別の市数を基準としている。

「その他」は、対面や口頭による確認等。

**【20-6】具体的な根拠規定(具体的な本人確認の方法等を定めている規定)**

(令和6年12月31日現在、複数回答)(単位:市の数)

規定	市数
要綱等	16
その他	74

各割合は、規程等を定めた市とその他の市の合計90市の人口段階別の市数を基準としている。  
「その他」は運用や議会運営委員会の決定、申し合わせ等。

**【20-7】地方自治法第99条に基づく国会への意見書の提出状況**

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

提出状況	市数
オンラインで提出した	55
オンラインで提出を検討している	37

**【20-8】政務活動費の収支報告書(地方自治法第100条第15項)の提出方法について**

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

規定状況	市数
オンラインで提出できるように規定を整備した	31

**【20-9】収支報告書のオンライン提出を可能とした場合の根拠規定**

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

根拠規定	市数
執行機関のデジタル手続条例を制定・改正した(議会及び議長を対象とした)	18
政務活動費交付条例中に収支報告書のオンライン化の規定を設けた	12
議会独自のデジタル手続条例を制定した	1

**【20-10】会議録(原本)の電磁的記録による作成状況(地方自治法第123条によるもの)**

(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

作成状況	市数
電磁的記録により作成した	4
電磁的記録による作成を検討している	12

作成した市:平川市、奥州市、富山市、橋本市

作成を検討している市:かほく市、鯖江市、横須賀市、稲敷市、入間市、富士見市  
沼津市、東大阪市、舞鶴市、長岡京市、彦根市、春日市